平成29年度2月補正予算債務負担行為の概要

	事	業	名		担	当	課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市河原町お城山展望台及 び鳥取市河原町中央公園の管理運営費(※うち「鳥取市河原町中央公園」)					都市環境課		

「単位:千円]

限度額	期間	貝	t 沥	Į P	勺 [訳
		玉	県	起債	その他	一般財源
36	平成 30 年 ~ 32 年度					36

[事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市都市公園条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市河原町中央公園の運営における質的向上と効率化を図る。

[事業の内容]

指定管理者に以下の業務を委託する。

- ①鳥取市河原町中央公園の管理に関する業務。
- ②鳥取市河原町中央公園の運営に関する業務。

[これまでの関連する取組み]

平成18年度より指定管理者制度へ移行している施設であり、指定管理者による民間の能力を活用し、住民サービスの向上、経費の節減などを図りつつ効果的、効率的な管理運営を行なっている。

- ○現指定管理者 風土資産研究会(公募)
- ○現指定管理料 H28 2,767千円 H29 2,767千円 H30 2,767千円 H31 2,767千円 H32 2,767千円 計 13,835千円

(現債務負担行為額 13,835千円)

平成30年度の水道料金改定に伴う水道料金増加により、当該増加相当額分が上記債務負担行為額超過となるため、債務負担行為を追加するもの。

[今後の取組み]